

| 整理番号 | 頁<br>(見え消し版) | 行  | 該当箇所  | 修正意見等   | 対応(案)   |
|------|--------------|----|---|---|---|
| 1    | 14           |    | 表9指定公共機関  | 実際に関係する放医研等の機関についても記述すべきではないか   | 放射線医学総合研究所、原子力安全基盤機構追加。(独)日本原子力研究開発機構中の「(青森研究開発センター)」削除   |
| 2    | 20           | 10 | (6)関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築<br>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。           | 平時に決めておく必要があることから、「構築に努めるものとする。」ではなく「構築する。」が適切ではないか                                       | 意見を踏まえて修正する。  |
| 3    | 26           | 27 | (1)緊急時モニタリング計画の策定<br>～なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。 | なお書きはあえて追記する必要がないのではないか。  | 意見を踏まえて削除する。  |
| 4    | 29           | 27 | (8)避難所における設備等の整備<br>～被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。                                     | 避難所に情報収集のためのテレビ・ラジオを整備することは必要だが、県、市町村から避難者に適切な情報提供が行われることが必要であるため、そのためのハード、ソフトの整備が必要ではないか | (P75)第3章10節住民等への的確な情報伝達活動<br>1住民等への情報伝達活動の(5)において記載済み<br>併せて(P35)第2章12節住民等への的確な情報伝達体制の整備(5)に追記する。 |
| 5    | 33           | 25 | (1)県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。               | 医療資機材の整備は国からの情報提供がなくとも行うべきであり現表現は能動的でないと考えられる。  | 「国からの情報提供をもとに～」に修正  |
| 6    | 36           | 1  | 第13節 行政機関の業務継続計画の策定   | 対象となる機関が県だけなのか、市町村も含むのか現表現では曖昧なので、分かるようにすべきではないか  | 県の行うことと、市町村への協力とを分けて記載。   |
| 7    | 36           | 1  | 第13節 行政機関の業務継続計画の策定   | 庁舎の移転と言ったハード面だけでなく、業務継続の観点からソフト面についての対応についても記載する必要があるのではないか                               | 業務継続計画について例示を追記   |

| 整理番号 | 頁<br>(見え消し版) | 行  | 該当箇所   | 修正意見等  | 対応(案)  |
|------|--------------|----|--|--|--|
| 8    | 40           | 20 | <p>(2)原子力事業者から特定事象発生通報があった場合<br/>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸(内閣官房)、文部科学省、内閣府、所在市町村及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町村に連絡することとされている。</p> | <p>県の活動を示しておらず、県として何をするのかの記述が必要ではないか</p>                                   | <p>②は③の県の活動の前段としての記述なので③と繋げる。<br/>④について、県の活動を追記する。</p>   |
| 9    | 49           | 31 | <p>(5)緊急時の公衆の被ばく線量の実測<br/>県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>  | <p>放出形態によってはヨウ素以外の核種についても内部被ばく評価の対象となることから、あえて放射性ヨウ素と明記する必要はないのではないかと。</p> | <p>意見を踏まえて修正する。</p>  |
| 10   | 58           | 15 | 原子力災害合同対策協議会の構成員   | <p>防護対策の意思決定は中央で行われることになったので、「方針決定会議」は削除する必要があるのではないかと</p>                 | <p>方針決定会議構成員について削除</p>   |
| 11   |              |    | 災害時要援護者への対応について  | <p>原子力災害では、乳幼児、子どもへの影響が大きいと考えられるので、その旨の記載が必要ではないかと</p>                     | <p>(P30)第2章第8節3災害時要援護等の避難誘導・移送体制等の整備において、記載済み<br/>併せて(P62,63)第4節屋内退避、避難収容等の防護活動1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施において、乳幼児等に配慮するよう追記</p> |
|      |              |    |  |  |  |